

○長野縣信濃國上水内郡神郷村大字豊野字下伊豆毛郷社

祭神 素戔嗚命 大己貴命

創立の年代を詳にせずと雖も、延喜式水内郡伊豆毛神社とある神社なり、神名帳考證「伊豆毛神社、伊勢津彦命倭姫世記云、出雲神子出雲建子命、一名伊勢都彦神、伊勢風土記云、伊勢津彦神、近令住信濃國、神社殿録、伊豆毛神社伊豆毛は假字也、祭神出雲建子命、神代村に在す、倭姫世記云、出雲神子出雲建日子命、一名伊勢津彦神、頭注に、伊豆毛素戔嗚命也」とあり、大日本史神代卷に「伊豆毛神社、○今在神代村 伊豆毛之地蓋祀出雲大神、神祇志料「伊豆毛神社、今神代村伊豆毛にあり、出雲宮と云ふ、蓋出雲神子出雲建子命一名伊勢都彦命一名櫛玉命を祀る、○按社説に大己貴命を祭るとあれど、實は相殿に坐るを神凡三月十五日を例祭とす、信濃地名考、伊豆毛神社、今按出雲國出功の世に高きより此神の神名のみ傳はりしなるべし、中略凡三月十五日を例祭とす、信濃地名考、伊豆毛神社、今按出雲國出功の世に高きより此神の神名のみ傳はりしなるべし、○此計本年神社整理に合併地を接して大田石牟禮大倉淺野等いづれも姓より出たる地名あり、昔時は境内も廣濶にして東西一里に亘り南北二里に餘りて末社十二社あり、地を神代と云ふは或は神領の

義に出でしか、現社地を隔つる五町餘北方の山腹平坦の地には舊社地の遺跡と稱する處あり、今小祠を建つ、弘長文永の頃伊豆毛大明神と改稱し、大永二年壬午三月十五日現地に移す、天明六年十月伊豆毛大明神を改めて伊豆毛神社の舊稱に復す、例祭は四月十五日即ち大永二年現地に移りし日を以て之を行ふ、又特有の祭事、式年祭、除夜式、新嘗祭等の神事あり、式年祭は往古より五十年毎に之を行ひ、除夜式は即ち除夜に行ふの祭儀にして神饌の調理幣帛の用意等まで社司自ら之を行ひ、水は社前を廻る小川の清流を用ひ、更に人をして之を行はしめず、而して翌日元旦四方拜を庭前に行ひ、氏子崇敬者等の朝賀を受く、又新嘗祭の事は伊豆毛神社の年中行事に見えて、式は本社に於て之を行はず、攝社伊勢社に於て行ふの例たり、而して其神饌幣帛の如きいづれも皆本秋の作物のみを用ふ、神酒の如き亦清酒を用ひずして今秋收穫の新米にて醸せる甘酒を供進するものとす、誠に千古の遺風を存する淳朴の神事たり、又社司を太田氏と云ふ、當社累代の神職にして昔より今に至る連綿たり、古文書及び寶物の所藏亦少からず、明治六年四月郷社に列す、社殿は本殿、拜殿、祝詞殿、社務所を具備し、境内地五百六十七坪、官有地第一種あり、樹木森立遠近の觀望ありて又四時の風致を存す。

例祭 日 四月十五日
神饌幣帛料供進 明治四十年四月五日
指定年月日 告示第九十九號
會計法適用 明治四十一年十月廿七日
告示第三百七十七號
崇敬者員數 未詳

○長野縣信濃國上水内郡若槻村大字東條字蚊里田山郷社

蚊里田八幡社